最終更新日：2015年12月1日
株式会社長谷工コーポレーション
代表取締役社長　辻　範明
問合せ先：経営企画部 03-3456-1578
証券コード：1808
http://www.haseko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、お客様本位の事業活動を通じて社会に貢献し、信頼を得ることを経営の基本方針としております。また、長期安定的に企業価値を最大化し株主の皆様の利益を確保するためには、経営における透明性と客観性の確保は不可欠であることから、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置付けております。
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ウェブサイトにて公表しております。
「コーポレートガバナンス基本方針」：http://www.haseko.co.jp/hc/company/about/pdf/policy.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2-1　経営陣の報酬制度】
当社は現状、持続的な成長に向けたインセンティブとして役員持株会への加入を推奨しております。当社は業績連動報酬を導入しておりますが、今後、持続的成長並びに中長期的価値向上に資する報酬制度設計について、検討していきます。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性分析評価】
「コーポレートガバナンス基本方針」第8条（取締役会の実効性分析評価）をご参照ください。
平成27年度より「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
「コーポレートガバナンス基本方針」第18条（政策保有株式）をご参照ください。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
「コーポレートガバナンス基本方針」第19条（関連当事者間取引）をご参照ください。

【原則3-1　情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
企業理念、行動指針については、「コーポレートガバナンス基本方針」第3条（企業理念・行動指針）及び当社ウェブサイトをご参照ください。
「長谷工グループ理念」：http://www.haseko.co.jp/hc/company/about/philosophy.html
経営戦略、経営計画については、中期経営計画「NBs計画」を当社ウェブサイトにて公表しております。

⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ウェブサイトにて公表しております。
「コーポレートガバナンス基本方針」：http://www.haseko.co.jp/hc/company/about/pdf/policy.pdf

⑶ 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンス基本方針」第9条（報酬）をご参照ください。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
「コーポレートガバナンス基本方針」第7条（取締役候補の指名及び執行役員の選任方針・手続）及び第10条（監査役候補の指名方針・手続）をご参照ください。

⑸ 個々の選任・指名についての説明
当社の取締役・監査役候補者の指名の説明については、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しておりますので、ご参照ください。
「株式情報」：http://www.haseko.co.jp/hc/company/ir/stocks/meeting/index.html

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務】
「コーポレートガバナンス基本方針」第5条（取締役会の役割・責務）をご参照ください。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
「コーポレートガバナンス基本方針」第6条2項をご参照ください。
当社は豊富な経験と実績を持ち、当社経営に資するところが大きいと判断した独立社外取締役を現在2名選任しております。
当社は独立社外取締役が当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に大きく寄与すると考え、「コーポレートガバナンス基本方針」において、独立社外取締役を3分の1以上選任することとしました。
つきましては、3年程度の移行期間を経て、独立社外取締役を3分の1以上としていきたいと考えております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
「コーポレートガバナンス基本方針」別紙において、社外役員の独立性要件を制定しておりますので、ご参照ください。
「コーポレートガバナンス基本方針 別紙 社外役員の独立性要件」:http://www.haseko.co.jp/hc/company/about/pdf/independence.pdf
また、本報告書の「2．1.【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」にも記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】
「コーポレートガバナンス基本方針」第6条3項をご参照ください。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況】
「コーポレートガバナンス基本方針」第11条(兼任)をご参照ください。
取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知の事業報告にて開示しておりますので、ご参照ください。
「株式情報」:http://www.haseko.co.jp/hc/company/ir/stocks/meeting/index.html

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性分析評価】
「コーポレートガバナンス基本方針」第8条(取締役会の実効性分析評価)をご参照ください。
平成27年度より「コーポレートガバナンス基本方針」に則り、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する予定です。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニング方針】
「コーポレートガバナンス基本方針」第12条(取締役・監査役に対するトレーニング方針)をご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
「コーポレートガバナンス基本方針」第17条(株主との対話)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,752,700	7.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,532,700	6.16
株式会社りそな銀行	12,609,992	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,979,600	2.98
MSCO CUSTOMER SECURITIES(常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	7,578,435	2.51
住友不動産株式会社	7,152,000	2.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	7,003,370	2.32
MORGAN STANLEY & CO. LLC(常任代理人　モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	6,362,265	2.11
株式会社みずほ銀行	6,305,000	2.09
長谷エグループ従業員持株会	5,492,463	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
1 平成27年5月21日付にてインダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シーより株券等の大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、平成27年9月30日現在における実質所有の状況が完全に確認できないため、【大株主の状況】には含めておりません。なお、当該大量保有報告書による平成27年5月14日現在の株式保有状況は以下のとおりであります。
・保有者:インダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シー
・保有株式数:12,174,800株
・保有割合:4.05%

2 平成27年6月4日付にて三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者より株券等の大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、平成27年9月30日現在における実質所有の状況が完全に確認できないため、【大株主の状況】には含めておりません。なお、当該大量保有報告書による平成27年5月29日現在の株式保有状況は以下のとおりであり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が株券等消費貸借契約により、大和証券株式会社から9千株の借入れを行っている旨の記載があります。
・保有者:三井住友信託銀行株式会社　他2名
・保有株式数:15,430,300株
・保有割合:5.13%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1) 当社は、親会社及び上場子会社を有しておりません。
(2) 現時点において、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等はございません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山本　正堯	他の会社の出身者											
天野　公平	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本　正堯	○	―――	国土交通省の出身で建設産業担当の大臣官房審議官・政策統括官を歴任し、建設不動産に対する高い見識を有するとともに、業界を監督する経験も豊富であります。加えて、西日本高速道路株式会社の専務取締役として民営化された道路会社の経営運営にあたり、経営者としても豊富な経験・実績を有していることから、当社経営に資するところが大きいと判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
			株式会社三越及び株式会社三越伊勢丹ホールディングスの取締役として、消費者を対象と

天野　公平	○	―――	したビジネスの視点を持った企業経営者としての豊富な経験・実績を有していることから、当社におけるストックビジネスの強化という経営方針に資するところが大きいと判断しております。また、当社と株式会社三越及び株式会社三越伊勢丹ホールディングスの取引は、当社売上高の0.01%以下と僅少であるため、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人とは、期中に必要に応じて適宜会合を行うとともに、四半期毎に会計監査の方針・計画及び監査結果の報告に関する会合を実施しております。
なお、会計監査人に関する情報については、「2．２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しております。
内部監査については、監査部8名により情報管理・リスク管理などに関する内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。
会計監査において内部統制上の課題が発見された場合には、その情報が都度各部門に伝えられ改善が検討されると同時に、内部統制評価の一環として監査部も当該情報を入手し、各部にフィードバック及び各部の改善状況についてのモニタリングを行い、その状況について社長、取締役会、監査役及び会計監査人に報告しております。
また、監査役監査との役割調整及び整合性を図るため監査役に対して適宜状況報告を行いながら活動を行っており、監査役は内部監査への立会い、内部監査結果の報告を受けるほか、社内の状況に関する情報交換を適宜実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上條 克彦	学者													
福井 義高	学者													
磯田 光男	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上條 克彦	○	帝京大学法学部教授 当社は同大学と特別の利害関係はありません。 株式会社バンダイナムコホールディングス社外監査役 当社は同社と特別の利害関係はありません。	帝京大学法学部において、会社法、金商法、並びに租税法の教授であり、また税理士となる資格を有し、財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
福井 義高	○	青山学院大学大学院教授 当社は同大学と特別の利害関係はありません。	青山学院大学大学院において会計制度・情報の経済分析の教授であり、財務及び会計についての高度な知見を有していることから、専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。
磯田 光男	○	弁護士法人三宅法律事務所弁護士 当社は同事務所と特別の利害関係はありません。	弁護士としての法律に関する専門知識を活かし専門的見地から社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。また、会社との関係におけるいずれの項目にも該当せず、一般株主と利益相反のおそれがない独立性を有していると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【社外役員の独立性要件】
社外役員候補者本人及び本人が帰属する企業・団体と長谷エグループ(注)との間に、下記の独立性要件を設ける。なお、社外役員は、下記に定める独立性要件を就任後も維持し、新たに主要な役職に就任した場合は、本独立性要件に基づき、独立性について再度検証する。

1. 現在長谷エグループの取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員または使用人でなく、過去10年間においても長谷エグループの取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役員または使用人であったことがないこと
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷エグループの大株主(＊)もしくは長谷エグループが大株主である株式会社の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと
　(＊)大株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する企業等をいう。
3. 長谷エグループの主要な取引先企業(＊)の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
　(＊)主要な取引先企業とは、直前事業年度および過去3事業年度における長谷エグループとの経常取引の支払額または受取額が、長谷エグループまたは取引先(その親会社および重要な子会社を含む)の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。
　なお、競争入札による不動産の取得は、経常取引には該当しないものとするが、当該取引があった場合は、当該取引があったことを有価証券報告書にて開示する。
4. 長谷エグループの主要な借入先企業(＊)の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
　(＊)主要な借入先企業とは、長谷エグループが借入を行っている金融機関であって、その借入金残高が直前事業年度末において、長谷エグループまたは当該金融機関の連結総資産の2%以上を占めている金融機関をいう。
5. 長谷エグループから多額の寄付(＊)を受けている法人・団体等の理事その他の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと
　(＊)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
6. 長谷エグループとの間で、取締役・監査役または執行役員を相互に派遣していないこと
7. 過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷エグループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士または長谷エグループと顧問契約のある弁護士ならびに長谷エグループと顧問契約のある法律事務所に所属する弁護士であったことがないこと
8. 長谷エグループから役員報酬以外に、多額の金銭(＊)その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと(財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合には、団体に所属する者でないこと)
　(＊)多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超えることをいう。
9. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者でないこと
　(1)長谷エグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人(＊)
　(2)過去5年間のいずれかの事業年度において、長谷エグループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人あった者
　(3)上記2. から7. で就任を制限している対象者
　(＊)重要な使用人とは、執行役員職以上の使用人をいう。但し、株式会社長谷エコーポレーションにおいては、部長職以上の使用人をいう。
10. その他、社外役員としての職務を遂行する上で独立性に疑いがないこと
注:長谷エグループとは、株式会社長谷エコーポレーションおよび株式会社長谷エコーポレーションの子会社とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

株主総会にてご承認頂いた毎期の報酬総額の範囲内において、期間業績を反映して、役員賞与も含めた取締役報酬を決定しております。なお、取締役への賞与支給は、普通株式に対する剰余金の配当が行われることを条件としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりです。
取締役（社外取締役を除く） 13名 656百万円
監査役（社外監査役を除く） 2名 40百万円
社外役員 7名 36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は報酬体系に従い、取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。
なお、平成20年6月27日開催の第91期定時株主総会での決議により、取締役の報酬額は年額700百万円以内（但し700百万円の内200百万円に関しては取締役賞与に対応する報酬とし、普通株式に対する剰余金の配当が行われることを支給の条件とする）とし、平成6年6月29日開催の第77期定時株主総会での決議により、監査役の報酬額は年額100百万円以内となっております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役が出席する取締役会につきましては、経営企画部門及び経営管理部門より事前に議案概要等の説明を行うこととしております。
社外監査役のサポート体制につきましては、「4. 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況（6）～（8）」に記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）当社の取締役会は、各事業部門における専門的知識と経験を備えた取締役が、経営の意思決定と他の取締役の職務執行の監督を行い、経営の監視機能の面は、客観的、中立の経営監視の機能として、過半数の社外監査役を含む監査役会による監査が実施される体制をとっております。その上で、平成23年6月より、豊富な経験と実績を持つ社外取締役1名を加えることにより、適切な意見や助言を受けて、取締役会における議論をさらに活性化させ、併せて経営の監視機能を高めることと致しました。さらに平成25年6月より、社外取締役を2名に増員する等、引き続き取締役会の運営と経営の監視機能の面のバランスを踏まえた当社として最適な体制の構築を目指して取り組んでおります。

（2）取締役会は、毎月1回の定期開催に加えて、必要に応じて臨時での開催を行うこととしており、経営に関する重要な意思決定及び定例報告の他、定期的に業務執行取締役より業務執行報告が行われております。

（3）また、取締役会から授権された範囲で日々の業務執行事項に関する意思決定を機動的に行うため、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議を設置しております。その際、取締役の経営会議及び2つの業務執行会議への参加は一定限度にとどめることで、意思決定とそれらを監督する機能の役割を分け、責任と権限の明確化を図っております。なお、重要な取締役会決議事項についての事前審議機能についても、経営会議が担っております。

a.経営会議：専務執行役員以上の取締役4名と代表取締役会長が務める議長が指名する者4名の計8名により、原則月1回開催いたします。

b.営業執行会議：取締役会で選任された専務執行役員2名、常務執行役員6名の計8名により、原則月2回開催いたします。

c.技術執行会議：取締役会で選任された専務執行役員1名、常務執行役員6名、執行役員6名の計13名により、原則月1回開催いたします。

(4) リスク統括委員会は、社長を委員長として四半期に1回の開催に加えて、重大リスク発生時には必要に応じて臨時で開催することとしており、リスク管理に関する社内規程やリスク予防計画等の策定及び改廃について検討、決定するほか、リスク管理に関する推進方針及び具体策等の討議決定が行われております。

(5) 内部監査については、監査部8名により情報管理・リスク管理などに関する内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。会計監査において内部統制上の課題が発見された場合には、その情報が都度各部門に伝えられ改善が検討されると同時に、内部統制評価の一環として監査部も当該情報を入手し、各部にフィードバック及び各部の改善状況についてのモニタリングを行い、その状況について社長、取締役会、監査役及び会計監査人に報告しております。また、監査役監査との役割調整及び整合性を図るため監査役に対して適宜状況報告を行いながら活動を行っており、監査役は内部監査への立会い、内部監査結果の報告を受けるほか、社内の状況に関する情報交換を適宜実施しております。

(6) 監査役は、社外監査役3名を含む監査役5名体制のもと、取締役会の他、経営会議、2つの業務執行会議、その他の重要な会議に出席するとともに、監査役会を毎月1回の定期開催に加えて、必要に応じて臨時開催しております。また、常勤監査役においては、相互に連携し、経営会議、2つの業務執行会議・リスク統括委員会その他の重要な会議への出席、内部統制に関してリスク管理担当部門より月次報告を受ける他、取締役その他役職員へのヒアリング、稟議書・議事録・会議資料・報告書の閲覧等を通じて監査活動を行っております。
尚、監査役の機能強化の一環として、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査部との兼務1人を含む使用人2名を配置し、監査役の補助業務に関する指示・命令については、監査役から直接行える体制を整備するとともに、当該使用人の人事異動については、事前に常勤監査役に報告を行い、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保することを前提として協議することとしております。

(7) 平成27年3月期における会計監査の状況及び報酬等の額は次のとおりであります。
■ 業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数は7年を超えていないため記載しておりません）
新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 原科 博文
指定有限責任社員業務執行社員 公認会計士 石田 勝也
■ 監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 17 名、その他 23 名、計 40 名
■ 監査法人に対する報酬等の額（連結子会社を含む）
監査証明業務に基づく報酬 133 百万円
（うち、当社が支払うべき報酬）（91）
上記以外の業務に基づく報酬 26

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、各事業部門における専門的知識と経験を備えた取締役が、経営の意思決定と他の取締役の職務執行の監督を行い、経営の監視機能の面は、客観的、中立の経営監視の機能として、過半数の社外監査役を含む監査役会による監査が実施される体制をとっております。その上で、平成23年6月より、豊富な経験と実績を持つ社外取締役1名を加えることにより、適切な意見や助言を受けて、取締役会における議論をさらに活性化させ、併せて経営の監視機能を高めることと致しました。さらに平成25年6月より、社外取締役を2名に増員する等、引き続き、取締役会の運営と経営の監視機能の面のバランスを踏まえた当社として最適な体制の構築を目指して取り組んでおります。
また、取締役から授権された一定事項の意思決定については、取締役の参加を一定限度にとどめた経営会議、営業執行会議及び技術執行会議の各執行会議で行う事で、意思決定とそれらを監督する機能の役割を分け、各取締役が他の取締役の職務執行の監督を行える体制をとっております。
さらに、重要な取締役会決議事項についての事前審議機能についても、経営会議が担っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	■ 株主の皆様に十分な検討期間を持っていただくために、法定期限より約１週間程度前に発送することとしております。また、招集通知発送の２日前に、当社ウェブサイトに招集通知を掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	■ 当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）で、インターネットによる議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	■ 管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人を含みます。）は、株式会社ICJ が運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。
招集通知（要約）の英文での提供	■ 当社ウェブサイトに、招集通知及び英訳招集通知（簡略版）を参考資料として掲載することとしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	■ 決算説明会を年に2回(５月・11月)開催しております。 ■ 事業説明会又は現場見学会を年に1回程度開催しております。 ■ マンション市場に関する説明会を年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	■ 当社ウェブサイトに、決算短信・決算説明資料・有価証券報告書・アニュアルレポート・適時開示資料等を掲載しております。 ■ 英文ページに、決算説明資料・アニュアルレポート・適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	■ 広報IR部にIR室を設置しております。	
その他	■ ご希望により登録された方に、IR情報提供サービス「長谷エIRマガジン」を電子メールにて、配信しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	■「長谷エグループ行動規範」において、株主・顧客・取引先・従業員・社会など各ステークホルダーの皆様の立場尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	■「長谷エコーポレーション環境方針」に基づき、環境活動を実施するとともに、当社ウェブサイトに「環境・社会報告書」を掲載しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況
当社は、お客様本位の事業活動を通じて社会に貢献し、信頼を得ることを経営の基本方針とし、適正な業務執行のための体制を整備・運用していくことが経営の重要な責務であるとの認識のもと内部統制システムを構築しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a.当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、平成15年４月に「長谷エグループ行動規範」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の遵守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めております。また、コンプライアンスの向上にむけコンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する社内規程に従い、コンプライアンスの推進・教育を行うとともに、コンプライアンスに関する相談や法令違反行為等の通報のために内部通報制度を設け、社外を含めた窓口を設置しております。

b.当社は、平成17年４月より社長直轄の監査部を設置し、内部監査に関する社内規程に従い当社グループ各部門における諸活動が法令、定款、会社の規程・方針等に適合し、妥当であるものかどうかを検討・評価し、その結果に基づき改善を行っております。

c.当社は、「長谷エグループ行動規範」を制定しており、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、これらの反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で組織的に対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

a.当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に係る記録並びに取締役及び執行役員が社内規程に基づき決裁した書類等、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報を法令及び文書管理に関する社内規程に基づき、文書に記載し又は電磁的方法により記録し、保存しております。

b.取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a.当社は、業務執行責任の明確化、事業環境に適した業務執行体制の構築を目的に平成17年４月より「執行役員制度」を導入し、執行機能の強化を進め、取締役会においては、経営の基本方針の決定、業務執行の監督の強化を進めることにより、経営の健全性と効率性を高めていくこととしております。

b.当社は、取締役会から授権された範囲で日々の業務執行事項に関する意思決定を機動的に行うため、経営会議、営業執行会議及び技術執行会議を設置、重要な取締役会決議事項についての事前審議機能については、経営会議が担うこととしております。また、経営環境及び会社の財政状態に適した決裁権限及び稟議決裁に関する社内規程の整備により、業務執行の効率化と監督機能の強化の両立に努めております。

c.当社は、全社並びに各営業部門における主要な数値目標を含む事業目標を設定し、各部門においては具体的な施策を立案し執行するとともに、取締役会、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議における報告を通じてその進捗状況の確認を定期的に行っております。また、事業目標達成のために、取締役及び執行役員の職務分担及び責任を明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a.当社は、様々なリスクに対して、リスク関連情報の収集に努め、リスクの大小や発生可能性に応じて、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、平成18年４月に設置したリスク統括部を中心に組織的な対応に取り組んでおります。

b.具体的には、経営企画部門及び経営管理部門の各セクションが連携をとりながら職務の役割に応じて業務執行状況をチェックする体制とし、更に、監査部によるチェック体制を整えております。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては、平成14年４月より決定手続きを電子化する電子稟議システムを導入し、監査役及び経営企画部門並びに経営管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しております。

c.また、取締役会、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議へ付議される案件のうち多数の部署が関わる案件、専門性の高い案件については、諮問会議・委員会を設けることで、事前の検証を十分に行うとともに、モニタリングが必要なものについては定期的な報告を義務付けております。

d.加えて、当社及びグループ全体のリスク管理体制の強化を目的として、平成18年５月に社長を委員長とするリスク統括委員会を設置し、リスク管理に関する社内規程に基づき、リスクの横断的な収集、分析、評価、対応を行っていく体制を整備しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a.当社及び子会社は、企業集団全体に対して定めた「長谷エグループ行動規範」に基づき、企業集団全体が一体となってコンプライアンス経営の確立に努めております。

b.子会社は、当社との連携・情報共有を行うことを基本とし、加えて、当該子会社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の特性を踏まえて、内部統制システムの整備を行っております。

c.子会社は、各社での規程に従うほか、重要な事項については当社において定めた規程に従い、当社での稟議決裁又は2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議、経営会議、取締役会での承認・報告を経ることにより、経営管理及びリスク管理の徹底を図っております。

また、監査部は子会社についても内部監査の対象とすることとしております。

d.財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い平成20年４月に「財務報告に係る内部統制基本方針」及び財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する社内規程を整備し、これに基づき年度評価基本計画を策定・運用してまいります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a.当社は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、監査部との兼務１人を含む使用人２名を配置しております。監査役の補助業務に関する指示・命令については、監査役から直接行える体制を整備するとともに、当該使用人の人事異動については、事前に常勤監査役に報告を行い、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保することを前提として協議することとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a.当社は、経営会議、2つの業務執行会議である営業執行会議及び技術執行会議、その他の重要な会議への出席、議事録の送付及び電子稟議システムの常時閲覧等により重要な事項について監査役に報告を行う体制を整備しております。

b.上記の他、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、また、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、監査役に報告することとしております。

c.当社は監査役に上記の報告を行った当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の監査役に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底することとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a.社長は、監査役と相互の意思疎通を図るため、定期的な意見交換を行っております。

b.監査部は、内部監査の計画及び結果の報告を監査役に対しても適宜行い、相互の連携を図っております。

c.監査役会は、取締役会において年間の監査計画及び監査の重点事項を説明し、取締役の協力を求め、取締役はこれに応じることとしております。

d.当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用または債務を、監査役の請求に基づき速やかに支払いまたは弁済することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本姿勢

長谷エグループでは、コンプライアンスの確実な実践を重要な経営課題のひとつと位置づけており、これを推進するために「長谷エグループ行動規範」を定め、全役職員への徹底を図っております。この行動規範の中で、反社会的勢力との関係断絶について「反社会的勢力から不当要求を受けた場合はこれを拒絶し、関係する企業との取引等も行わない。また、理由の如何を問わず、反社会的勢力を利用してはならない。」と定めております。

(2) 具体的整備状況

a.基本姿勢の全役職員への徹底

「長谷エグループ行動規範」及び行動規範の各条項を解説した「長谷エグループコンプライアンスマニュアル」を含む「長谷エコンプライアンス規程集」を全役職員に配布し、徹底を図っております。また、必要に応じて外部講師を招いた社内研修会を開催し、反社会的勢力に対する強い姿勢を共有できるよう教育を行っております。

b.マニュアルの整備

行動規範で示した基本姿勢をより具体的に全役職員の行動に反映させるため、「民事介入暴力対策マニュアル」を作成しており、その内容は、1) 民事介入暴力の内容解説、2) 会社として対応する基本姿勢と様々なケースへの具体的対応策、3) 各部門での具体的対応策、4) 関連法令解説等となっております。

c.組織としての対応

反社会的勢力に強い姿勢で対応するためには初期対応が重要であり、最初に反社会的勢力から接触を受けた担当者及びその上司は、会社の定めた基本方針及び対応マニュアルに従い断固とした姿勢で初期対応を行います。初期対応では解決できないと判断される場合は、総務部、法務部、リスク統括部が連携し、警察や弁護士等の外部機関のアドバイスも受けながら対応します。

d.外部機関との連携

平素から所轄警察署、警視庁組織犯罪対策課、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（地域協議会）との連携を図り、反社会的勢力に強い姿勢で臨めるような体制を構築しております。また民事的対策として、「裁判所に対する仮処分命令の申立」が有効に機能するため、顧問弁護士や民暴対策に強い法律事務所との連携を強化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛に関する事項として決定しているものはございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時開示について主計部を主管部門として、以下の体制によっております。

(1) .会社情報収集

a.当社及び当社子会社において適時開示の対象となる会社情報の共有化及び明確化

b.経営に関する重要事項等(リスク情報を含む)の取締役会、経営会議、営業執行会議及び技術執行会議への付議

c.稟議規程に規定する事項の電子稟議による稟申

d.付議事項・稟申事項等につき関与部門となる主計部、経営企画部及び法務部との相互連携

(2) .適時開示判定

a.収集した情報については、内部管理を徹底するとともに、主計部において係数等も含めた適時開示の要否を判定

b.情報の判定結果について、情報取扱責任者に報告・承認

(3) .外部開示

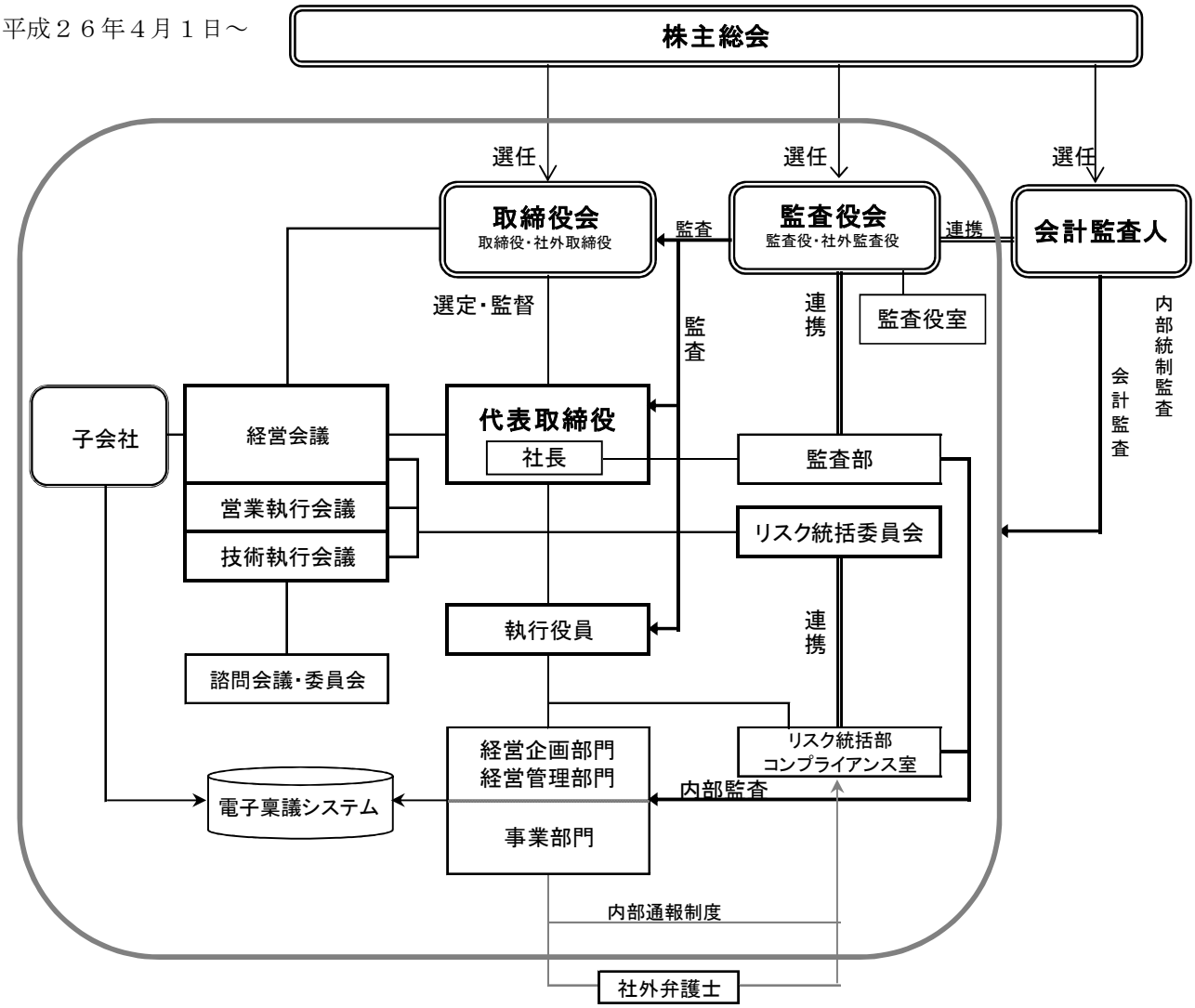
a.決定事実及び決算情報については、取締役会において決議するとともに、当該情報の開示の実施につき内容及び時刻を報告

b.発生事実については、取締役会において開示内容及び時刻を報告

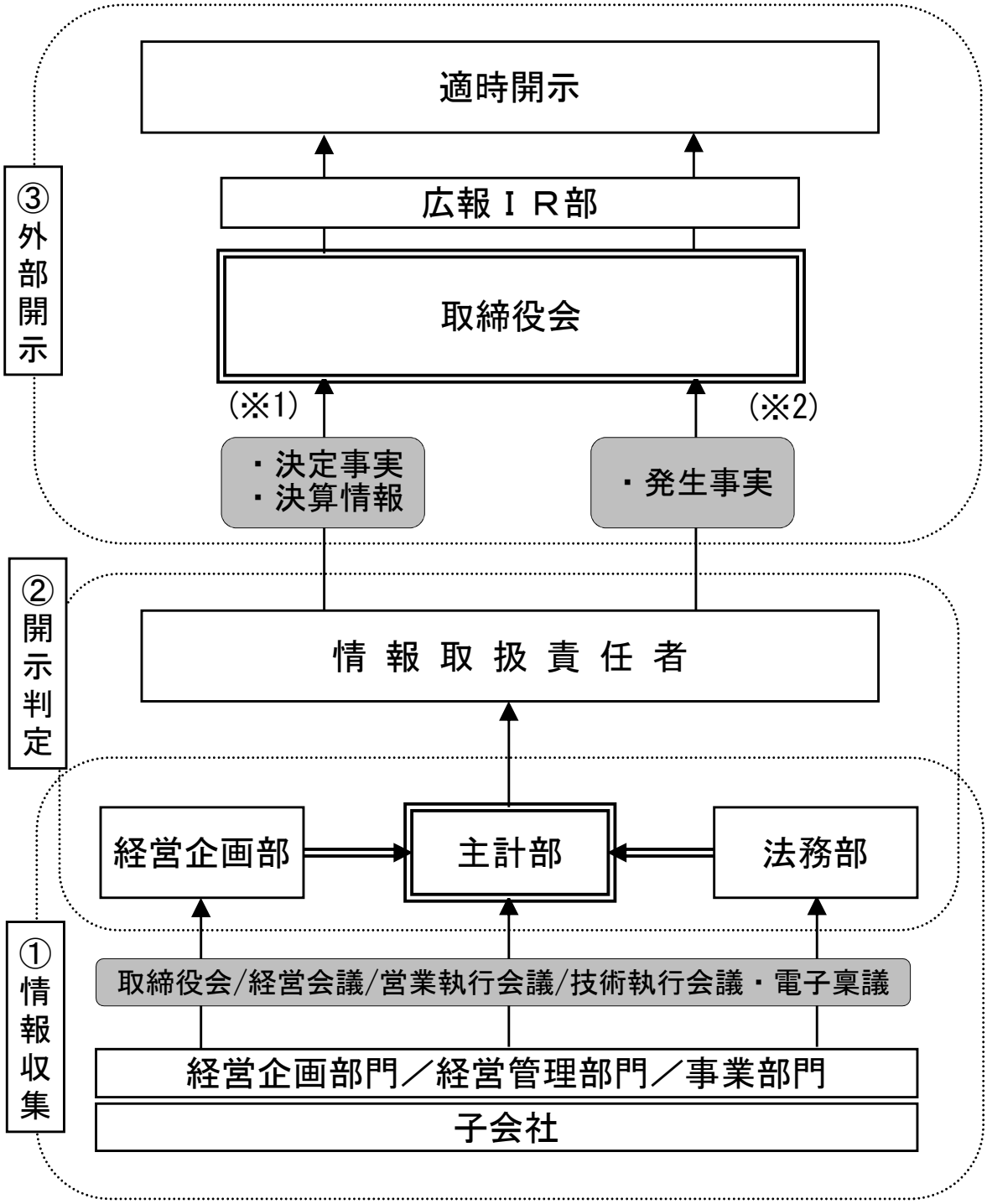
c.発生事実において、緊急を要する場合には代表取締役報告の上、事後に取締役会へ報告

d.決定・発生後速やかに適時開示を実施

平成２６年４月１日～


株主総会
選任
選任
選任
取締役会
取締役・社外取締役
監査
監査役会
監査役・社外監査役
連携
会計監査人
選定・監督
監査
連携
監査役室
内部統制監査
会計監査
子会社
経営会議
代表取締役
社長
監査部
営業執行会議
技術執行会議
リスク統括委員会
執行役員
連携
諮問会議・委員会
経営企画部門
経営管理部門
事業部門
リスク統括部
コンプライアンス室
内部監査
電子稟議システム
内部通報制度
社外弁護士

適時開示体制に係る社内体制の概略図



※1. 決定事実・決算情報の決議および開示の報告。
※2. 発生事実開示の報告。但し、緊急時は代表取締役報告による。